

臨時福祉給付金のお知らせ

臨時福祉給付金の申請受付を以下のとおり行います。支給対象見込の方には、9月初旬までに申請書を送付します。

対 象	平成27年1月1日時点で本市に住民登録があり、平成27年度の市民税（均等割）が課税されていない方。 ※平成27年度の市民税が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者となっている方などは対象外です。
支 給 額	支給対象1人につき6,000円（1回限り）
申請について	方法： 申請書に必要事項を記入し必要書類を添付の上、同封の返信用封筒にて郵送または直接壱番館庁舎1階健康福祉部会議室(本町1-1)まで。※窓口は混雑が予想されますので、 <u>できるだけ郵送で申請してください。</u> （12月1日(火)消印有効） 期間： 平成27年9月1日(火)～12月1日(火)まで ※窓口は土日祝日を除く9:00～16:00



市役所職員を装った詐欺にご注意ください！

給付金の支給について、市から次のようなことを
お願いすることは絶対に
ありません。

- ATMの操作
- お金の振り込み
- 世帯構成や銀行口座番号
などの個人情報の問い合わせ



問 生活福祉課総務係 ☎364-1131

地域の防災力を向上しよう！

— 地域にあった防災を —

6月14日に実施した総合防災訓練に、122の町内会や自主防災組織からおよそ3,800人が参加しました。避難訓練のほか、地域それぞれの実情に合わせ、次のような独自の訓練に取り組みました。

- 集会所などに備蓄している発電機、組立式リヤカー、ポンプ、貯水タンクなどの操作訓練
- 期限間近の備蓄食料を有効利用しての炊出し訓練と試食
- 「我が家は無事です」の合図となる旗などを家の前に掲示しての安否確認訓練
- 全戸に配布された新しい『防災ガイドブック』の活用方法の勉強会



▲発電機操作訓練
(芦畔町集会所)



▲リヤカー組立て訓練
(芦畔町集会所)

自主防災組織を結成しましょう

大規模災害時に助け合いの中心となるのは、その地域で生活している皆さん自身です。「自分たちの地域を自分たちで守る」ため、自発的に『自主防災組織』を設立し、日ごろから防災活動に取り組みましょう。

自主防災組織の設立を支援します

市では、設立時の防災用品助成や、出前講座を開催するなど、自主防災組織の設立と活動を支援します。各種支援や出前講座の詳しい内容については問い合わせください。

問 市民安全課防災係 ☎355-6491